平成２３年（再ロ）第１００６３号

千葉県千葉市中央区白旗２―15―６

再生債務者　萩原　昭彦

１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年８月29日まで

４　一般異議申述期間　平成23年９月12日から平成23年10月３日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１７号

大阪市浪速区敷津西２丁目９番３号　ベースビルⅡ502号

再生債務者　荒井　將博

１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年８月29日まで

４　一般異議申述期間　平成23年９月１日から平成23年９月15日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１５号

京都市南区上鳥羽高畠町31番地

再生債務者　安田　周三

１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年９月１日まで

４　一般異議申述期間　平成23年９月５日から平成23年９月12日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２号

広島県東広島市西条町下三永354番地76

再生債務者　奥村　和世

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月22日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年８月29日まで

平成23年８月１日

広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第１号

大分県竹田市大字向山田948番地１

再生債務者　後藤　良江

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月15日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年８月30日まで

平成23年８月２日

大分地方裁判所竹田支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１号

宮崎市霧島４丁目31番地　フルール霧島307号

再生債務者　髙木　秀俊

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年７月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月２日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１号

栃木県下野市烏ヶ森１丁目３番地12

再生債務者　大久保泰夫

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年７月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年７月29日

宇都宮地方裁判所栃木支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＪの権利義務全部を承継して存続しＪは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲はＪの全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月十一日

掲載頁　一〇七頁（号外第一五二号）

（Ｊ）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月六日

掲載頁　八十頁（号外第一四九号）

平成二十三年八月十日

札幌市豊平区水車町五丁目一〇番一〇号

（甲）イワクラホーム株式会社

代表取締役　佐々木与三郎

札幌市豊平区水車町五丁目一〇番一〇号

（Ｊ）イワクラ・ライフアップ株式会社

代表取締役　佐々木与三郎

合併公告

左記会社は合併して甲はＪの権利義務全部を承継して存続しＪは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年十月一日であり、甲社の株主総会の承認決議は平成二十三年七月二十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月十一日

掲載頁　一〇七頁（号外第一五二号）

（Ｊ）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月六日

掲載頁　八十頁（号外第一四九号）

平成二十三年八月十日

札幌市豊平区水車町五丁目一〇番一〇号

（甲）イワクラホーム株式会社

代表取締役　佐々木与三郎

札幌市豊平区水車町五丁目一〇番一〇号

（Ｊ）イワクラ・ライフアップ株式会社

代表取締役　佐々木与三郎

合併公告

左記会社は合併して甲はＪの権利義務全部を承継して存続しＪは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年十月一日であり、甲社の株主総会の承認決議は平成二十三年七月二十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月十一日

掲載頁　一〇七頁（号外第一五二号）

（Ｊ）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月六日

掲載頁　八十頁（号外第一四九号）

平成二十三年八月十日

札幌市豊平区水車町五丁目一〇番一〇号

（甲）イワクラホーム株式会社

代表取締役　佐々木与三郎

札幌市豊平区水車町五丁目一〇番一〇号

（Ｊ）イワクラ・ライフアップ株式会社

代表取締役　佐々木与三郎

合併公告

左記会社は合併して甲はＪの権利義務全部を承継して存続しＪは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年十月一日であり、甲社の株主総会の承認決議は平成二十三年七月二十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十七日

掲載頁　一九四頁（号外第一三六号）

（Ｊ）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十七日

掲載頁　一九四頁（号外第一三六号）

平成二十三年八月十日

宮城県仙台市青葉区本町二丁目１四番六号

（甲）株式会社東北第一興商

代表取締役　山岸　栄二

福島県郡山市朝日二丁目１番五号

（Ｊ）株式会社福島第一興商

代表取締役　梅村　宣行

合併公告

左記会社は合併して甲はＪの権利義務全部を承継して存続しＪは解散することにいたしましたので公告いたします。

効力発生日は平成二十三年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十三年六月二十四日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を決定しております。

この合併に反対で、株式買取請求をされる株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生の前日までに、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（Ｊ）掲載紙　茨城新聞

掲載の日付　平成二十三年七月１日

掲載頁　二十三頁

平成二十三年八月十日

茨城県水戸市北見町二番１五号

（甲）株式会社茨城新聞社

代表取締役　小田部　卓

茨城県水戸市けやき台三丁目四十二番１号

（Ｊ）株式会社茨城プレスセンター

代表取締役　小田部　卓

合併公告

左記会社は合併して甲はＪの権利義務全部を承継して存続しＪは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年十月一日であり、甲社の株主総会の承認決議は平成二十三年六月二十四日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を決定しております。

この合併に反対で、株式買取請求をされる株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生の前日までに、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十七日

掲載頁　一九四頁（号外第一三六号）

（Ｊ）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十七日

掲載頁　一九四頁（号外第一三六号）

平成二十三年八月十日

宮城県仙台市青葉区本町二丁目１四番六号

（甲）株式会社東北第一興商

代表取締役　山岸　栄二

福島県郡山市朝日二丁目１番五号

（Ｊ）株式会社福島第一興商

代表取締役　梅村　宣行